

箕面市学校防災指針

令和5年(2023年)10月

箕面市教育委員会

目 次

1	本指針の位置づけ	1
2	災害発生時の体制	1
2-1	学校の基本的対応	1
2-2	市災害対策本部の設置	1
2-3	避難所としての位置づけ	1
2-3-1	避難所としての位置づけ（地震の場合）	1
2-3-2	避難所としての位置づけ（風水害の場合）	2
2-4	災害時における教職員の役割	2
2-4-1	災害時における教職員の役割（地震の場合）	2
2-4-1-1	基本的役割	2
2-4-1-2	大規模地震発生時の初動体制	2
2-4-1-3	勤務時間外に地震が発生した場合の教職員の役割	3
2-4-1-4	勤務時間外に地震が発生した場合の教職員の参集体制	3
2-4-1-5	地震時初動員の役割	3
2-4-1-5-1	地震時初期避難所開設校における地震時初動員の役割	4
2-4-1-5-2	地震時初期避難所開設校以外の学校における地震時初動員の役割	4
2-4-2	災害時における教職員の役割（風水害の場合）	4
2-5	台風接近時における学校の休校基準等	4
2-5-1	学校の休校・時程の繰り下げ等の基準	4
2-5-1-1	休校・時程の繰り下げ等の基準となる警報等の種類	5
2-5-1-2	休校・時程の繰り下げ等の基準となる時間	5
2-5-2	児童・生徒の登校にかかる保護者への周知	6
2-5-3	「基準となる警報等」が発令されていない場合の臨時的な対応について	6
3	防災教育・防災訓練の方針	6

1 本指針の位置づけ

「箕面市学校防災指針」は、「箕面市地域防災計画」との整合を図り、学校における日常的な防災対策、災害発生時における学校の対応等の基本的な枠組みを定めるものとする。

なお、本指針に則った具体的な対応については、「箕面市学校防災マニュアル」で定める。

2 災害発生時の体制

2-1 学校の基本的対応

地震・風水害のいずれにあっても、児童・生徒在校時あるいは登・下校時間帯等においては、児童・生徒の安全確保を第一義とする。

震度5弱以上の大規模地震等、地域に甚大な被害をもたらす災害が発生した場合、学校は、学校教育再開の見通しが立つまで休校とする。

また、学校施設において、市域内に避難者が生じた場合（あるいは避難者が生じることが予測される場合）、災害の規模や被害の度合いによって、避難所が開設されるため、その状況等について学校運営上留意する必要がある。

2-2 市災害対策本部の設置

災害時または災害発生のおそれがある場合に、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置され、その設置基準は以下のとおりである。

- ・市域で震度5弱以上の地震が観測され、気象台からの発表等により確認されたとき（自動設置）
- ・災害が発生し、または発生するおそれがあるときで、市長が必要と認めたとき

2-3 避難所としての位置づけ

2-3-1 避難所としての位置づけ（地震の場合）

発災直後、最初に開設する避難所は、小学校（北小学校及び萱野北小学校を除き、小中一貫校を含む。）及び第二中学校（以下これらを「地震時初期避難所開設校」という。）並びにメイプルホールの14カ所となる。

被害状況により、最初に開設する14避難所で避難者を収容しきれない場合

は、中学校（第一中学校及び第二中学校を除く。）4カ所に避難所を拡張する。
なお、拡張の判断は、各避難所の地区防災委員会（注1）において行う。

（注1）全14小学校区において、校区に居住するすべての市民と、校区を中心に活動するすべての団体が参加し、校区ごとの地区防災委員会を組織する。
地区防災委員会は、大規模災害発生時に、役員を中心に避難者及び地域住民を組織して、避難所運営、地域の安否確認情報の集約、在宅被災者支援及びそれらにかかる市災害対策本部との連絡調整等を行う。

2-3-2 避難所としての位置づけ（風水害の場合）

台風の規模、接近状況や時間帯などを踏まえ、地震時初期避難所開設校及びメイプルホールのうちから、必要に応じ、市災害対策本部が避難所を開設する施設を指定する。

被害状況により、指定した学校またはメイプルホールだけでは避難者を収容しきれない場合は、市災害対策本部において、拡張して避難所を開設する学校を指定する。

2-4 災害時における教職員の役割

2-4-1 災害時における教職員の役割（地震の場合）

2-4-1-1 基本的役割

○児童・生徒在校時に、大規模な地震が発生した場合については、児童・生徒の安全確保、避難誘導を行い、震度5弱以上の地震の発生その他授業継続が困難な場合にあつては、保護者が児童・生徒を引き取りに来るまで学校に留め置くこととし、確実に保護者に引き渡すことを基本とする。

○避難所の開設状況等に留意しつつ、学校教育再開の見通しが立った段階で、学校教育再開に向けた業務をすすめる。

2-4-1-2 大規模地震発生時の初動体制

勤務時間中に、大規模な地震が発生した場合、まず、児童・生徒の運動場への避難誘導、児童・生徒の点呼、負傷者の状況把握と救護が最優先される。
児童・生徒の避難誘導が完了後、「総括班」「児童（生徒）支援・引渡対

応班」「消火・安全点検班」「救護班」に班分けする。

児童・生徒の保護者への引き渡し状況が進行するとともに、これらの班組織は徐々に縮小させていく。

2-4-1-3 勤務時間外に地震が発生した場合の教職員の役割

勤務時間外に地震が発生した場合、学校においては、

- ① 学校施設の被害状況の確認
- ② 通常どおりの課業が可能かどうかの判断
- ③ 児童・生徒の安否確認

などを行う必要に迫られるが、これらの役割の比重は、地震の規模による。

地震の規模が小さい場合は、「①学校施設の被害状況の確認」のみを行い、特に支障なければ、②の判断をするまでもなく、③の対応が不要な場合も考えられる。

逆に、市域内に多くの死傷者が発生するなど甚大な被害をもたらす地震の場合、通常通りの課業ができないことは明らかであり、行政も地域住民も全勢力をあげて地域住民の安否確認や生存者の救出などにあたる特例的な措置が必要であることから、「①学校施設の被害状況の確認」と「③児童・生徒の安否確認」、さらに特例的に校区の児童・生徒も含めた「避難者への対応」が役割の中心となる。

2-4-1-4 勤務時間外に地震が発生した場合の教職員の参集体制

勤務時間外において、市域において震度5強以上の地震が発生したときは、各校の管理職及び地震時初動員に加え、その他教職員についても被災等により出務が困難な者を除き、勤務校に参集する。

勤務時間外において、市域において震度5弱の地震が発生したときは、各校の管理職及び地震時初動員が勤務校に参集する。

この場合において管理職は、前掲「勤務時間外に地震が発生した場合の教職員の役割」の実施のために必要があるときは、他の教職員を参集させる。

2-4-1-5 地震時初動員の役割

各学校においては、教職員の中から学校へ早く到着できる順に校長を除く2名以上を予め「地震時初動員」として指名する。

地震時初動員は、非常災害時において、管理職が参集するまでの間、施設

の安全点検や地区防災委員会との連絡調整を行うなど必要な対応を行う。

2-4-1-5-1 地震時初期避難所開設校における地震時初動員の役割

地震時初期避難所開設校の地震時初動員は、自動参集する地区防災委員会役員及び地区防災スタッフとともに、施設の安全点検を行い、避難者への対応、職員の参集状況の把握等を行い、管理職に報告する。

2-4-1-5-2 地震時初期避難所開設校以外の学校における地震時初動員の役割

地震時初期避難所開設校以外の学校の地震時初動員は、施設の安全点検を行い、避難者の地震時初期避難所開設校への案内・誘導、職員の参集状況の把握等を行い、管理職に報告する。

2-4-2 災害時における教職員の役割（風水害の場合）

風水害にあっては、台風等事前に予測が可能な場合と集中豪雨・ゲリラ豪雨等予測が困難な場合があるものの、屋外活動あるいは下校時等において、活動の中止や下校の見合わせ等、学校運営にあたり適切な判断を行うため、市教育委員会事務局と連携し、情報把握に努めるものとする。

また、学校において避難所を開設する場合、その開設状況等について学校運営上、留意する必要がある。

市に災害対策本部が設置された場合、状況を見極め、どの学校に避難所を開設するか（開設準備するか）が決定され、その方針については、市教育委員会事務局から各学校に通知する。

なお、市域内に多くの死傷者が発生するなど甚大な被害をもたらす風水害の場合、地震時と同様、特例的な措置が必要であることから、市教育委員会事務局からの指示に従い、学校職員も避難所開設・運営等に携わるものとする。

2-5 台風接近時における学校の休校基準等

2-5-1 学校の休校・時程の繰り下げ等の基準

台風等の風水害については、暴風雨等が激しい時間帯が児童・生徒の登下校時に重なることのないよう、発令されている警報等の種類や発令されている時

間によって、休校や時程の繰り下げ等について以下のとおり基準を定めるものとする。

2-5-1-1 休校・時程の繰り下げ等の基準となる警報等の種類

(1) とどろみの森学園が対象

- ① 特別警報
- ② 暴風警報
- ③ 大雨警報
- ④ 暴風雪警報

(2) とどろみの森学園を除く小学校及び中学校が対象

- ① 特別警報
- ② 暴風警報
- ③ 大雨警報 ※ただし「大雨警報（土砂災害）」を除く。
- ④ 暴風雪警報

(3) 市の避難情報を発令している地域を含む中学校区内にある小学校及び中学校が対象

- ① 市の避難情報
（「高齢者等避難」、「避難指示」）

※ただし、以下の場合の休校判断は、教育委員会が行う。

- ・上記(1)及び(2)の警報発表前に、市の避難情報が発令された場合
- ・上記(1)及び(2)の警報解除後も、市の避難情報が解除されない場合

2-5-1-2 休校・時程の繰り下げ等の基準となる時間

- ① 午前7時の時点で当該校における休校・時程の繰り下げ等の基準となる警報等（以下、「基準となる警報等」という。）が発令されていなければ、学校は通常通り授業を行うよう準備を行う。
※発令されていた基準となる警報等が午前7時の時点で解除されれば、学校は通常通り授業を行う。
- ② 午前7時から午前9時までの間に「基準となる警報等」が解除された場合、解除時点から児童・生徒が登校してくる時間を踏まえて時程を開始する。
- ③ 午前9時の時点で「基準となる警報等」が発令されている場合は、休校

とする。

※ただし、市の避難情報のみが発令されている場合は、教育委員会が休校と判断した学校のみ、休校とする。

- ④ 児童生徒の登校後において「基準となる警報等」が発令された場合、学校は、時程を変更する等の対応を行う。

2-5-2 児童・生徒の登校にかかる保護者への周知

午前7時の時点で「基準となる警報等」が発令されていない場合は、学校は休校とせず、通常通り授業を行うよう準備をするものの、児童・生徒の安全を期するため、保護者には、以下のとおり周知を行う。

○登校する時点で「基準となる警報等」が発令中であれば、登校を見合わせる。

※ただし、市の避難情報のみが発令中の場合は、学校の指示に従う。

○午前9時までに「基準となる警報等」が解除されれば、その時点で登校する。

○午前9時の時点で「基準となる警報等」が発令中であれば、登校しない。

※ただし、市の避難情報のみが発令中の場合は、学校の指示に従う。

2-5-3 「基準となる警報等」が発令されていない場合の臨時的な対応について

「基準となる警報等」が発令されていない場合であっても、次の場合において、学校は、休校、時程の繰り下げ又は時程の繰り上げを行う。

- ・教育委員会が、休校又は時程の変更を指示する場合
- ・学校付近に浸水害、土砂災害が発生し、又はその発生が現に切迫している場合

3 防災教育・防災訓練の方針

防災教育・防災訓練にあたっては、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、自ら判断して行動することのできる子どもを育てることを目標とする。

防災教育については、教育活動のあらゆる機会をとらえて行う。

いつ起こるかわからない地震や火災については、防災訓練・防災教育を重点的に実施し、予測が可能な風水害については、可能な限り危険を回避する

対応行動を児童・生徒が身に付けることができるよう防災教育において指導する。